

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和3年3月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年3月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和3年2月18日(木)		
				会議時間	10時00分～12時05分 13時00分～14時38分		
出席委員	委 員 長 松 浦 伸			委 員 西 尾 祐 佐			
	副 委 員 長 寺 尾 真 吾						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 川 村 一 朗						
	委 員 安 岡 明			欠席委員			
	委 員 垣 内 孝 文						
その他	議 長 小 出 徳 彦			委 員 外 議 員 谷 田 道 子			
				" 川 渕 誠 司			
執行部出席者	総務課長 町 田 義 彦			企画広報課副参事 山 本 聡			
	" 補佐 武 内 俊 治			" 大学誘致推進室長 中 田 智 子			
	" 補佐 戸 田 裕 介			税務課長 村 上 正 彦			
	地震防災課長 岡 本 寿 明			" 補佐 橋 田 慎 也			
	" 補佐 濱 町 一 幸			" 市民税係長 宮 崎 智 也			
	" 地震防災係長 有 光 浩			" 固定資産税係長 中 山 珠 美			
	企画広報課長 山 崎 行 伸			収納対策課長 永 橋 泰 彦			
	" 補佐 伊 勢 脇 正 大			" 収納第1係長 上 岡 弘 一			
事務局	事 務 局 長 西 澤 和 史						
	事 務 局 長 補 佐 桑 原 由 香						
記 録							
令和2年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、「市長等の損害賠償責任の一部免責について」調査を行った。

【説明：町田総務課長】

平成 29 年の地方自治法の改正に伴い、市長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、条例で定めることにより、損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたもの。法 234 条の 2 が新設され、令和 2 年 4 月 1 日施行。

これに基づき、市長等が市に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に区分に応じて定める数を乗じた額を控除して得た額を免除するもの。責任の限度額を条例で定めることができるというもの。政令で定める数は、市長は基準給与の 6 年分、職員は 1 年分。

平成 24 年の各最高裁判決の個別意見及び補足意見については、

- ①ミスや法令解釈の誤りにより、結果的に膨大な個人責任を追及されること、また個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を委縮させる。
- ②現行の住民訴訟は、損害のすべてを個人に賠償させることが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られる点で成果が期待される一方、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じている。
- ③多額の損害賠償請求権を行使することが、あまりに手厳しすぎ、あるいは、行政運営を委縮させたり、長の適任者を遠ざけることになりかねない面もある等といった、指摘もあり、改正の議論の背景になっているもの。

なお、県下の設置状況は、高知県（R2.4）、南国市（R2.4）、香南市（R2.6）、黒潮町（R2.4）が制定済み。

【質疑：宮崎委員】

「善意でかつ重大な過失がないとき」というのは誰が判断するのか。裁判所が「重大な過失があるから」、「善意でないから」、と認めて損害賠償の必要性が発生しているのに、だれが、「善意」と認めるのか。

【答弁：町田総務課長】

総務省より通知があり、普通地方公共団体の長等が違法な職務行為により、当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指す、とある。住民訴訟は監査請求前置主義で、それを経て、一旦監査が判断する。監査の勧告等が不服な場合、住民訴訟に発展する。最終的には住民の方から、故意過失で重大な損害を与えた行為であると証明しなければいけないので、それが裁判で争われるのではないかという認識。

【質疑：宮崎委員】

裁判所の判決にたがえて、いやこれは過失ではない、と誰が判断するのか。裁判所が「過失がある」、「違法性がある」指摘して、損害賠償を認めているのに、「重大な過失はない」と裁判所の判決に反してやることがあり得るのか。この条例作っても実効性がないのかなと思う。過失がなかったら、損害賠償は認められない。住民の軽々な訴訟に対する対抗策、抑止力のようなイメージをもつ。実際に条例案を出す際にはもう少し調べてご説明いただければ、と思う。

【答弁：町田総務課長】

住民監査請求の機会をせばめるという趣旨ではないとは理解している。

※他に質疑なく終了

●次に、「令和2年度住宅耐震改修事業について」調査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

この事業の目的は、南海トラフ地震における、住宅・建築物の倒壊は、甚大な死傷者や生活再建に困窮する被災者を発生させるとともに、出火・火災延焼等による、被害拡大の要因になってくる。また、建築物の倒壊の多さは、住民の避難の安全性や緊急車両の通行、支援物資の輸送等に大きな支障を来すと同時に倒壊家屋の解体撤去や仮設住宅の整備等に伴う復旧、復興に向けた社会全体のコスト増加をもたらすこととなる。このため、本市においては住宅の耐震化を防災・減災対策の1丁目1番地として毎年予算を増額し実施しているもの。

平成27年度までは、耐震化の件数は伸びていないが、平成27年度に戸別訪問を開始したこと、また平成28年度からは耐震設計を無料化したため、平成28年度からは申請件数が大きく伸びている。

今年度の見込みは、耐震診断が66件、耐震設計が143件、耐震工事が102件、ブロック塀の改修が10件、老朽住宅の除却が32件となっている。老朽住宅の除却については、今年度募集した際、100件近くの申請があったので、来年度は、今年度実施できなかった70件ほどが対象となるので、来年度については募集は考えていない。

耐震化事業の伸び率は、平成22年度から26年度までと平成27年度から令和元年度までの5年間を比較し、耐震診断では約4.6倍、耐震設計でも約4.6倍、耐震改修工事では約2.8倍となっている。

補助額は平成25年度は全体で3,500万円程度だったが、令和元年度においては、約1億3,600万円程度と約1億円伸びている。

【質疑：小出議長】

老朽住宅除却の残りの70件については、実績見込みからいくと、まだ2年間くらいかかるのかということと、もしくは、次年度は、申し込みに対して老朽度を判断したうえで決めていくのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

老朽住宅除却は、かなり申し込みや相談がある。個人の住宅の耐震対策については、毎年度予算を増額して対応している。優先順位としては、現在市民が住んでいる住宅の耐震改修工事について予算を配分して事業を実施している。来年度は耐震設計が減少するのではないかと思うので、その分、老朽住宅除却を増額して予算を配分したいと考えている。今年度は100万円分30件であったが、来年度は増額したい。順番は、申請した方で抽選してその順番を決めている。老朽度判定はしているが、優先順位を付けるのは困難であり、老朽住宅除却については抽選順としている。

【質疑：小出議長】

老朽度の判定は難しい面もあるかと思うが、順番待ちしていて、抽選で、また再度はじかれるのか。順位としては、上になるのか。市民からの意見はどうか。問題ないのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

今年度100件近く申請があり、抽選した順番で、今年度から来年度以降にかけてやっていく。残っている方が来年抽選するということはない。申請以降も相談は随時受け付けているが、事情を説明してご理解いただいている。今後、耐震改修工事がピークを迎え、横ばいや減少するようになると、ニーズの多い老朽住宅除却の件数を増やして対応したいと考えている。

【質疑：垣内委員】

老朽化した住宅を壊すということは、持ち主が建て替えて住むか更地にするということだと思うが、優先順位としては、建て替えて、「住む」ということに重きを置くべきではないかと思うが。

【答弁：岡本地震防災課長】

現在は、老朽住宅が通行に支障があるとか避難路等を対象としている。

【質疑：垣内委員】

今年度 70 件持ち越しがある。申請した方は早くやってもらいたいと思っている。来年度、除却に多く予算を回せるといっても、70 件は難しいと思う。2 年も 3 年も待つことになる。住んでない場合より、壊して住宅を建てる方が優先順位が高いと思うがどうか。

【答弁：岡本地震防災課長】

現在は、避難路に支障があるとか隣の家に被害を与える等の観点で実施しているので、新しい家を建てる、ということは今は考えていない。

【質疑：垣内委員】

僕の個人的な考えは、安心できる住宅に建て替えるというのが、優先順位は高いのではないかと思う。避難路に支障を来すとか、隣の家に被害を与える、ということも含めて。

【答弁：岡本地震防災課長】

空き家の有効利用は考えて行かなければならないが、現在は避難路に支障を来すとか隣の家屋に被害を与えるという観点で実施している。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：川村委員】

件数はずっと伸びてきているのに、平成 30 年度だけ、工事の件数が少ない。理由があるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

国、県の補助制度の関係。計画を県が作っているが、この時はその計画の関係で工事ができなかったことが主な要因。

【質疑：川村委員】

県の予算がつかなかったもので、極端に減ったということか。

【答弁：岡本地震防災課長】

国の予算。その関係で実際の工事ができなかった。

【質疑：西尾委員】

老朽住宅除却以外で待っている方はいるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

待っている方は、診断は 22 件、設計は 38 件、ブロック塀は 5 件が来年度実施予定。耐震改修工事については 140 件予算があるが、県の補助の 2 次配分が 10 月か 11 月ごろにある。11 月頃配分が決定しても、工務店で、年度末までにできる業者が少ない。予算額までは今年度中には工事できない。

昨年度より待機の件数は減っているので、来年度はかなり実施できるのではないかと考えている。

【質疑：寺尾委員】

診断が終わっている方は、工事までいくのに何年くらいかかるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

今年度診断が終わっている方は工事まで最短で2年。

【質疑：松浦委員長】

耐震化率は。

【答弁：岡本地震防災課長】

令和元年度末 71.4%、目標は令和6年度末で 81.9%。

※他に質疑なく終了

●続いて、「四万十市LINEの登録者数及び課題点について」調査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

四万十市LINEは、防災行政無線の難聴対策の一環として令和2年2月1日に運用開始。令和3年1月4日より、消防署からの放送も配信を行っている。現在、登録者数は5,225人。広報、市ホームページ等で周知したり、防災行政無線戸別受信機の希望調査時にチラシを導入するなどしてから、登録者数がかかり増えた。

これまでは、放送が聞こえにくい場合、電話による音声サービスのみで対応してきたが、LINEを運用してから、後で何度でも読むことができる、市外等に外出していても放送内容を知ることができるとのことで、苦情が大幅に減少した。

課題点としては、自動で放送されるJアラートと同時に配信できない、放送エリアを指定して放送できない等。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：寺尾副委員長】

特定の人だけに配信することがLINE上で可能なのか。四万十市LINE公式アカウントという名称だが、防災行政無線の難聴対策が基になっている。各課で情報発信したいことがあっても、担当課が地震防災課ということで、情報を出しづらいということはないか。四万十市のLINEを開くと下部に「市ホームページ」、「休日当番医・日直水道業者」、「外国人向け」というアプリがあり、「外国人向け」を開くと観光客に対するインフォメーションのように見えるが、この三つの選定に至った理由は。

【答弁：岡本地震防災課長】

今は無料で利用しているので、LINEを地区別に配信することはできない。月額 66,000 円程度の費用をかければ実施できる。LINEを開始する前には企画広報課も交え、庁内で検討した。その結果、防災行政無線の難聴対策として運用することとした。現在、行政内容を放送することは考えていない。以前、中村地区の区長会との意見交換した中で、区長から、外国人でも避難情報がわかるものが出せないかという意見があったので、「外国人向け」を作った。

※他に質疑なく終了

●次に「コロナ禍における移住対策について」調査を行った。

【説明：山崎企画広報課長】

新型コロナウイルス感染拡大地域からの対面での移住相談対応を自粛。4月10日からの国の緊急事態宣言及び県の往来自粛の方針に基づき、対象地域からの移住対応を自粛。だんだん感染者数が減ってきたが、地域の方から移住者の受け入れについて不安の声もあり、8月6日以降、感染拡大地域からの

移住対応を自粛している。

お試し住宅は、中村地域の井沢団地にあるお試し住宅は、令和元年6月から運用しているが、今年度は5月から7月に1組3名が入居、8月には1組1名が入居、どちらも定住に至った。9月から11月にも東京の方から入居希望があったが、一旦白紙に戻し、9月以降は運用を休止している。西土佐地域の宮地のお試し住宅は11月に整備が完了し、募集する予定であったが、中村地域同様運用を休止している。移住相談会、フェア等は、東京、大阪等に出向き、移住希望者にお会いして、登録を促していたが、今年は、中止もしくはオンライン開催となり、支援登録数は6組。昨年度同時期は114組。オンライン開催ということで参加者も少なく、支援登録に繋がっていない。

移住組数は、支援登録91組（昨年度同時期：180組）、移住組数22組（昨年度同時期：18組）、移住人数39人（昨年度同時期：27人）。移住ホームページのアクセス件数は、増えている。移住者の前住所地は令和元年度までと比べ、令和2年度は関東、関西圏が増加している。移住者の世帯主の年代は元年度までは、20代、30代が半数以上を占めており、40代も含めると7割強となっている。世帯状況は単身で来られる方がやや多い。

今後移住者も増えることは全国的な流れにあるので、NPOと協議して、今後の受け入れ態勢について検討する。

【質疑：宮崎委員】

ある意味、移住のチャンスではあるので、地区とは相談しなければならないが、可能であるなら、進めていただきたい。

【答弁：山崎企画広報課長】

移住を希望する地域は高齢者が多く、区長さんも苦慮している。現在31組の方に待っていただいている状況であるので、対応についてはNPO法人と協議していく。なかなか地域にご理解いただくのは難しいが、市の政策として受け入れる方向も検討したい。

【質疑：寺尾副委員長】

お試し住宅に入居している方のお子さんは、その間、学校に通えるのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

住民票を移していただくことになっているので、通える。短期間であっても、今も長期休暇中に海外からの子どもさんを受け入れたりしているので、学校に所属する児童・生徒という形にならなくても、授業を受けさせる対応はできると思うので、そういった臨機応変な対応はできるかと思う。

※他に質疑なく終了

●次に、「新型コロナウイルス感染症の市税への影響について」調査を行った。

【説明：村上税務課長】

固定資産税の中小事業者等に対する軽減措置については、2月1日現在で、全額軽減分が78件、2分の1軽減分が51件申請があり、税額にして、事業用家屋で4,665万5,000円、償却資産で972万円程度の軽減額になると試算している。

国保税の減免については、1月31日現在で、令和元年度分が19件、33万8,100円、令和2年度分が66件、1,030万5,300円、申請されている状況である。

令和2年度、3年度ともに、ほとんどの税目で減収となる見込み。令和2年度の決算見込みは令和元年度と比べて5,818万5,000円の減、令和3年度では2億2,367万4,000円の減となる見込み。軽自動

車税は、自動車取得税が廃止され、環境性能割が創設されたことの影響等により、令和2年度、3年度ともに増額を見込んでいる。入湯税は宿泊数の減が見込まれるため、令和2年度、3年度ともに減収が見込まれる。

【説明：永橋収納対策課長】

徴収猶予については、申請件数、許可件数ともに43件、金額は、3,760万8,700円で、宿泊や旅客運送関係者からの申請件数が多くなっている。

徴収率については、現在のところ目立った影響は出ておらず、現時点では、徴収猶予対象額の範囲内に留まると考えられる。また市税等の現年度調定額は、令和2年度、令和3年度ともに、ほとんどの税目で減収となる見込み。

【質疑：垣内委員】

固定資産税は、来年度中小企業の事業所用の家屋並びに償却資産の軽減ということで、全額軽減が78件、2分の1軽減が51件、合計129件ということだが、個人、法人の区別はわかるか。

【答弁：村上税務課長】

業種はホテル、葬儀場、遊技場の減免が多く、占める割合は、法人が多いのではないかと考えている。

【質疑：西尾委員】

国の補てんはあるのか。

【答弁：村上税務課長】

全額、地方税減収補てん特別交付金で補てんされる。

※他に質疑なく終了。

■次に、所管事項の報告を受けた。

●まず、「新型コロナウイルスワクチンの接種体制について」総務課から報告を受けた。

【説明：町田総務課長】

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」において示された、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するもので、実施主体である市が当該業務を迅速に進める必要があるため、組織を整備するもの。

要綱に規定されている、市において実施する体制確保事業、人的体制の整備（会計年度任用職員や外部委託等）、予防接種台帳システム等のシステム改修、印刷、郵送準備、接種の実施体制の確保及び相談体制の確保を円滑に行うため、令和3年2月10日付で、健康推進課内に「ワクチン接種推進係」を設置した。

あわせて、庁内に新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、体制確保事業について支援を行う。推進係は2名の配置、保健課から係長が異動、健康推進課から1名、プラス高齢者支援課との兼務職員を1名配置。

新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム12名を要綱のなかで位置付け、総括責任者は、健康推進課長、副総括者は総務課長、地震防災課長、保健課長。

【質疑：西尾委員】

対策チームの会の頻度は。情報はどのように市民に伝わるのか。接種はいつごろ開始か。

【答弁：町田総務課長】

会は必要に応じて。資料づくり等で係の負担にならないようにしたい。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：寺尾副委員長】

対策チームは接種推進係が決めたことに対して支持をもらって動くのか。

【答弁：町田総務課長】

接種推進係を、できるだけ実務や情報共有を含めて支援していく、ということで考えている。

※他に質疑なく終了

●続いて、「公益通報制度について」総務課から報告を受けた。

【説明：町田総務課長】

食品偽装やリコール隠しなどの事件が起こり、消費者の安全、安心を損なう企業の不祥事が相次いで発生する中、これらの事件が明らかになったきっかけの多くが組織内部からの通報であった。事業者の法令順守を推進し、国民の安全、安心を確保するため、事業者内部の違法行為について通報を行った労働者に対する解雇等不利益な取り扱いの禁止や、公益通報に関し事業者がとるべき措置等を定めた公益通報者保護法が制定された。本市には、明確な窓口も要綱もない。県は市町村に対し、公益通報窓口の設置を求めており、他市町村においても公益通報窓口の設置が進むなか、本市においてもこの窓口を総務課内に設置するもの。

「公益通報」とは、労働者が、自身が属する組織等について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとする旨を通報先に通報することをいう。「通報する人」は、労働基準法第9条に規定する労働者。正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー等のほか、公務員も含まれる。

「通報内容」は、一定の法令違反行為。労務提供先において、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律に違反する犯罪行為または最終的に刑罰につながる行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する必要がある。通報対象となる法律に違反する犯罪行為または最終的に刑罰に繋がる行為のこと。対象となる法律とは、刑法、食品衛生法、悪臭防止法、介護保険法、健康増進法、道路法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等計472法律。不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で通報した場合は、公益通報にはならない。

内部通報窓口は、総務課人事係。通報できるものは、会計年度任用職員を含む職員で、内部通報にかかる要綱を定めて庁内で運用する。

また、市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員、その業務に従事している者、指定管理者の役員、その管理する公の施設の管理業務に従事している者も通報できる。

外部通報窓口は、総務課行政管理係。通報できるものは、通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、取引先事業者の労働者、理事等の役員、取引先事業者等。

通報を受けた場合、外部通報窓口は、通報等の内容を精査し、当該通報等に関する事実について、処分または勧告する権限を有する機関を判断し、他の行政機関の時は当該行政機関を教示し、所管課のときは所管課に移管する。

運用は、令和3年4月1日から。広報等で周知をする。

【質疑：宮崎委員】

条例を定めなくてもよいのか。外部通報者には、どのように周知するのか。

【答弁：町田総務課長】

県内すべて、要綱で運用。最終的に所管課に移して、法令等のなかで運用するので、要綱で足りると思う。

外部通報者に対しては4月号の広報やホームページ等で周知する。

【質疑：西尾委員】

「公益通報整理票」のみでの受付でいいのか。受理、不受理の決定は誰がするのか。今までは、どうしていたのか。

【答弁：町田総務課長】

整理票は要綱の中で様式を定め、その内容によって、総務課長が受理、不受理を決定する。

今までは、不平、不満等は人事係に相談。内部では、犯罪、違法行為というのは承知していない。

外部からは観光商工課が所掌していたが、周知もできていなかったのので、件数も多くなく、窓口がはっきりしていなかった。

【質疑：寺尾副委員長】

外国人労働者の方々が通報したいときも、市が受付するのでよいか。

【答弁：町田総務課長】

市内に在住している、労働者であれば、対象となる。市に権限がなければ、労働基準監督署等にご案内することになると思う。

【質疑：垣内委員】

472 法律があるというが、食品偽装なら保健所が相談窓口。不当労働なら労働基準監督署とかに通報する。それを役所が一手に相談受付するということか。

【答弁：町田総務課長】

所管はどこか、どこに言ったらいいのかわからないときに、整理票を書いていただいて、交通整理する一つの窓口。

※他に質疑なく終了

— 休憩 —

— 再開 —

●次に、「土砂災害特別警戒区域の指定について」地震防災課から報告を受けた。

【説明：岡本地震防災課長】

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の根拠法令は土砂災害防止法。平成11年6月、広島市や呉市を中心とした集中豪雨により、土砂災害が325箇所発生し、死者24名という被害が出た。

令和2年9月末までの土砂災害警戒区域等の指定状況は、高知県はまず、警戒区域（イエローゾーン）を指定してから、特別警戒区域（レッドゾーン）を指定する手続きを進めていることから、他県と比べてレッドゾーンの指定は遅れている。広島県はレッドとイエローがほぼ同数。四万十市は、イエローが1811箇所ですべて県下で2番目に多いが、レッドに指定されているところはない。

指定予定箇所数は1816箇所。指定の流れは、まず、机上調査、現地調査に基づき、区域を設定し、調査結果の報告を行う。その後、住民説明会を開催し、県から市町村長に対して文書で意見照会、その後区域の指定となる。

机上調査については、四万十市全域で昨年度終了している。住民説明会は、昨年度の10月から11月に、西土佐地域、蕨岡地域、西富山地域で終了している。県から市町村長への意見聴取は西土佐地域の一部で回答が終了している。(口屋内、大宮、中家地、下家地、橘、津野川等) この地域は県に確認すると、4月に指定の予定とのこと。県は、令和3年中に県内すべての住民説明会を終わらせる予定で進めている。指定されたら、すでに配付しているハザードマップを更新して周知する。避難所については、ハード整備は時間もかかるので、レッドに指定され、影響があるところは、来年度の出水期までに見直しをするよう検討している。

【質疑：小出議長】

レッドの指定は、イエローの中から指定されるという捉え方でよいのか。四万十市はイエローが1,811でレッドの予定が1,816だが、どのように捉えたらよいのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

今は警戒区域に指定されていないが、基礎調査が終了しているところもあり、警戒区域の見直しも同時に行うので、1,811箇所から若干増える。1,816よりも増える予定。

【質疑：宮崎委員】

これは、崖くずれや地滑りが起こらないようにする対策とはまた別か。

【答弁：岡本地震防災課長】

これはソフト対策であり、土砂災害に対する意識を高めてもらうための政策。ハード対策としては、従来からある、急傾斜や崖の事業がある。県では平成30年度から新たな制度を設けている。建築物の壁を補強する対策、レッドから区域外に家を移す時の除却費用の補助や新しい家を建てる際の利子補給など。四万十市でも来年度からレッドが指定されるのでそういう補助制度も検討している。

【質疑：小出議長】

レッドに指定されたことで、風評的な土地の価格の下落が起り、売買等ができない。が、固定資産税の評価については、かわらないままという懸念も残るといふことか。

【答弁：岡本地震防災課長】

レッドに指定されたら固定資産税の評価は変動するときいている。

【質疑：松浦委員長】

県の補助事業のメニューは新築移転が多いのかと思うが、現地点での新築建て替えというのは規制が厳しくなってくるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

レッドの指定されたらレッドのところに新築、増築するときは県の建築確認が必要になってくる。現在西土佐の建築確認がいらないところでも、建築確認が必要になってくる。家に対して土砂の対策をとるような建築でないと、建築確認が下りない。

※他に質疑なく終了

●次に、「大学誘致の進捗状況について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：山崎企画広報課長】

昨年12月18日、幡多医師会の会長にお会いし、年明けから幡多地域の各医療機関に対し、大学誘致構想の説明をさせていただきたいということと、各医療機関に実習の受け入れについて、打診を行いたいという申し入れを行った。会長から各医療機関への聞き取りについての許可をいただいたので、順次

医療機関に直接お伺いして意見交換を行っている。

今年4月に予定している、高校2年生対象の入学希望調査と医療機関等に対する採用意向調査について、法人で準備しているが、市の方からも説明と協力依頼をした。特に入学希望調査については県教育委員会に要請を行っていきたい。

法人は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の解除となり次第、幡多医師会や幡多地域の医療機関、高知県看護協会並びに幡多地区看護協会への説明を予定している。

ニーズ調査については、調査会社を選定中。また、大学は新カリキュラムの作成及び選任教員等の配置調整中であり、教員候補者に対する採用活動については、緊急事態宣言解除後より開始する予定。

来月3月に法人との基本協定の締結をしたいと調整中である。

【質疑：川村委員】

どれも「予定」や「調整中」ばかり。全体的な見通しは。また、基本協定の締結を3月に、ということだが、下田中学校や中医学の改築の工事費がどれくらいとか、その割合はどれくらいになるのか、議員には事後承認になるのか、見通しをおおまかに聞かせてほしい。

【答弁：山崎企画広報課長】

まず、全体のスケジュールの中では、文科省の認可が大きなポイントになる。4月からのニーズ調査と合わせて、教員確保を順次進めている。そのデータを整理したうえで、11月の文科省との事前協議に臨む。施設整備は、実施設計をまだ組み立てていないので、詳細の金額を提示していただいているが、市に準じた指名競争入札の手続きを進めていただいている。すぐさま、来年度の当初予算に何かしらの支援策をという話には至っていない。順次議員にもご報告はさせていただき、金額がわかれば、予算要求に向けた準備をしていく。

※他に質疑なく終了

●次に、「四万十市文化複合施設整備について」企画広報課から報告を受けた。

【説明：山本企画広報課副参事】

実施設計は、令和3年3月中旬の建築確認に向け、最終段階に入っている。工事発注に係るスケジュールについては、4月中旬の入札公告、5月下旬の制限付一般競争入札、6月議会へ契約議案を提案し、議決後7月工事着工の予定。

大ホールの舞台回りは、プロセニウム形式、音響反射板形式、オープン・プロセニウム形式と3タイプの利用に対応できるものを考えている。緞帳については、上下左右に開く、機能性等を重視し、引割昇降緞帳を計画。ただ、日本舞踊など和のものをやっている方々からは、今の文化センターのような本緞帳の設置を求めるとご意見も多数いただいている。再度関係者の方々にお集まりいただき、メリット、デメリット等をまとめ、お示ししながらお話を伺うよう調整しているところ。客席の前3列は取り外し可能椅子とし、上下2メートルが稼働するよう設計している。

1月19日には公聴会が開催され、10名の参加があり、高知県建築指導課から公聴会開催の趣旨及び建築基準法の説明のあと、市から文化複合施設整備事業の全体計画や建築計画の概要などを説明しご意見、ご要望等を伺った。施設で一度に水を使用した場合、周辺への影響はないか、トイレを一気に使用した場合、排水処理は対応可能か等、防災面と給水面からのご意見もいただいた。

防災面では、隣接する道路に幅員があり、周辺には防火水槽も整備されていることから水利の面でも問題はない。下水道については、既存の施設よりトイレの数も増えることから、イベント時には、使用

料が多くなると想定している。上下水道課とは協議している。

2月8日には、第4回整備検討委員会を開催した。実施設計について、市民ワークショップの報告、実施設計図書案の説明、市への提言書案について協議した。委員から、緞帳や舞台のオーケストラピット等についてご意見が出された。

管理運営実施計画については、第3回整備検討委員会で協議いただき、指定管理者制度導入について等ご意見をいただいた。第4回整備検討委員会では、パブリックコメント実施の報告、計画最終案、市への提言書案などについて協議し、委員からは、計画最終案、提言書についても概ね案のとおりでよい、との意見が出された。

パブリックコメントは、令和2年12月18日から令和3年1月18日まで実施し、13名の方から、27件のご意見をいただいた。使用料金の減額・免除に関するものが一番多く7件だった。ご意見については、1件ごとに市の考えを示し、市のホームページで公表する。

管理運営実施計画（案）では、8つの章で構成し、パブリックコメントでいただいたご意見等も計画案に反映させながら、3月中旬を目途にとりまとめる作業を進めている。

【質疑：松浦委員長】

今後、毎年1億5,000万円前後の市からの財政負担が見込まれているが、ウィズコロナ下でのことということか。

【答弁：山本企画広報課副参事】

通常の使用で運営した場合。1億5,000万円の市の持ち出しがあるということだが、今の既存施設についての持ち出しが、だいたい1億ちょっとかかっている。まだ人員体制等は決まっていないが、既存施設と新施設における一般財源の比較をすれば、8,000万円から8,500万円程度の増加となると捉えている。

【質疑：松浦委員長】

持ち出しは増えるので、施設の名称の命名権とか、少しでも収入を得るために考えてはどうか。もう遅いのか。

【答弁：山本企画広報課副参事】

それについては、施設の視察をするなかで話も伺ってみたが、なかなかまとまった金額は入ってこないというのが実情であるようだ。一つの手ではあると思うので、検討はしている。

【質疑：安岡委員】

「市民参加組織の立ち上げ」というのはどういうものか。

【答弁：山本企画広報課副参事】

市民参加は大変重要なことと考えている。市民サポーター制度や友の会等の創設、運営審議会等を立ち上げながら、市民参加を促していく。市全体で盛り上げていこうという考え方。

【質疑：川村委員】

指定管理者にするということは、決定したのか。使用料の金額を具体的に出すようにしないのか。

【答弁：山本企画広報課副参事】

市の施設で指定管理をしていないのは、ふれあいホールだけ。ふれあいホールも導入の検討も進めているようだ。運営面、経費等の調査も行い、指定管理の方が有利であるという結果がでているので、今のところは指定管理でいこうと大まかな方針を決めている。

使用料の減額、免除は一定の検討が必要である、ということしか決まっていない。全体の案は8月に

利用者団体のヒアリングで金額が高いというご意見が多数あり、その後検討を進めている。年度末までに説明会を設けようと思っているので、その中でおおまかな金額のお話はしたいと思っている。来年度は、設置条例の制定を考えているので、その中では額も示すことになるので、それまでに説明会等で周知していきたい。

【質疑：西尾委員】

備品等の購入はどのようにされるのか。

【答弁：山本企画広報課副参事】

備品は令和5年度に購入する。大きいものについては、基本的には入札。2億から3億の予定。

【質疑：西尾委員】

市内で調達できるものについては、市内業者優先か。

【答弁：山本企画広報課副参事】

備品に限らず、市内業者の算入の機会は設けていかなければいけないと思っている。

【質疑：寺尾副委員長】

本緞帳の検討は、企業協力も含めて考えていくのか。オーケストラピットは、機械式の設備でイニシャルコスト、ランニングコストともにかかると思うが、担当課としていろいろなものを見て、プラスになるだろうと思って出しているのか、確認したい。

【答弁：山本企画広報課副参事】

緞帳は機能面を重視して引割緞帳を提案した。企業から寄付をいただけるという声は今のところない。

前舞台は、ワークショップ、整備検討委員会でのご意見をいただき、総合的に考えて、将来的に使っていくなかで、一定特徴を持ったホールも必要であると考え、他のホールでも、そういう機能を持たせると幅が広がって人気もある、ということもあり、今のところは設計に入れている。コストも保守料も若干かかるが、将来的な機能重視ということで設計に入れている。

※他に質疑なく終了

●事務局から報告事項

— 小休 —

○3月議会の日程案

○幡多3市議会議員研修会の中止について

— 正会 —

■委員長報告は正副委員長に一任することとし、委員会を終了した。